

近世都市における所帯

——一六八九年のハノーファーを例に——

谷 口 健 治

はじめに

一六六三年トランシルヴァニア侯国の内紛に端を発して、オーストリアとオスマン帝国の関係が悪化し、オスマン帝国の大軍がウィーンに迫るといふ事態が発生した。このため、ドイツ諸邦は神聖ローマ皇帝レーオポルト一世の求めに応じてオーストリアに援軍を送ることになった。ハノーファーを首都とするカーレンベルク侯領（後のハノーファー選帝侯領）もこの対トルコ戦争に参戦し、一六六四年には戦費を賄うため住民に臨時の人頭税が課せられた。その後、カーレンベルク侯領では一六七五年、一六七八年、一六八六年、一六八九年にも同じような人頭税が徴収された。これら五回にわたる人頭税徴収に当たっては、その都度住民の調査が行われ、課税のための帳簿が作成された。とりわけ一六八九

年に作られた課税簿は非常に詳細なもので、当時のカーレンベルク侯領の住民に関する重要な史料となってきた。この一六八九年の課税簿はすでに刊行されている^①。そこで、本稿においては、そのうちのハノーファー市に関する部分を利用しながら、この都市の住民がどのような所帯を営んでいたのか、どのような社会を構成していたのかについて検討を加えることにしたい。もちろん、この一六八九年の課税簿のハノーファーに関する部分はこれまでも何人かの研究者によって取り上げられており、都市全体の人口、所帯数、職業分布、男女別年齢構成などを明らかにするために利用されてきた。しかし、課税簿に含まれている情報はなお汲み尽くされてはおらず、社会階層、所帯構造、家屋利用状況などの新しい調査項目を追加し、また社会階層別の職業分布、所帯の構成要素ごとの年齢構成、社会階層別の家屋利用状況といった細

かく区分された数値の集計を行うことによって、より陰影に富んだ所帯の姿、社会の姿を提示する余地が残されているように思われる。

① 一九四〇年から一九四一年にかけてハノーファー周辺の郡とハノーファーに関する部分も、Burchard, Max, Bearb.: *Die Kopfsteuerbeschreibung der Fürstentümer Calenberg-Göttingen und Grubenhagen von 1689*, Teil 1, Hannover 1940; Stundmann, Joachim, Bearb.: *Die Kopfsteuerbeschreibung der Fürstentümer Calenberg-Göttingen und Grubenhagen von 1689*, Teil 2, Hannover 1941. など、形は出版され、残りの部分は一九五九年から一九七二年にかけて Burchard, M. und H. Mundhenke, Bearb.: *Die Kopfsteuerbeschreibung der Fürstentümer Calenberg-Göttingen und Grubenhagen von 1689*, Teil 3-13, Hildesheim 1959-1972. として出版された。なお人頭税徴収の経緯はこゝに Part 1 の序文に説明がある。

② 管見に触れた限りでは Mauerberg, Hans: *Wirtschafts- und Sozialgeschichte zentralfuropäischer Städte in neuerer Zeit*, Göttingen 1960; Hauptmeyer, Carl-Hans: *Die Residenzstadt*, in: Klaus Mlynsek und Waldemar R. Röhrbein, Hrsg.: *Geschichte der Stadt Hannover*, Bd. 1, Hannover 1992, S. 137-264; Ders.: *Nicht nur Bürger - Wer lebte im 17. Jahrhundert in der Residenzstadt Hannover?* in: Hans-Dieter Schmidt, Hrsg.: *Hannover. Am Rande der Stadt*, Bielefeld 1992, S. 37-65. が一六八九年の課税簿を利用してハノーファー住民の分析を試みている。なお、これらの著者が取り上げている新市街との比較は本稿では行わなかった。

I 職業と社会階層

近世のハノーファーは大都市というわけではない。^①近世初頭の
一五〇〇年頃にはハノーファーの人口は五〇〇〇人程度であった。^②
しかし、一七世紀の後半には人口は次第に増加し、一六八九年に
はおよそ七〇〇〇人がハノーファーで暮らすようになっていた
(旧市街のみ)。詳細な課税簿があるにもかかわらず、一六八九
年の人口としてこのようにおよそ七〇〇〇人という概数を挙げざ
るを得ないのは、課税簿の記載の一部に大雑把なところがあつて、
正確な人口を確定できないためである。^③しかし、概数では不便な
点があるので、以下の記述においては筆者が課税簿から集計した
次のような住民の数を用いることにしたい。^④ハノーファー(旧市
街)の通常の住民は六〇七〇人を数える。人頭税が免除されてい
る一部の住民については所帯の構成員が個別的に記されていないな
ったり、部分的に省略されていたりするので、ハノーファーの実
際の居住者がこの数を上回することは確実であるが、その具体的な
数を掴むことは難しい。この他に、ハノーファーには政府高官や
宮廷関係者を中心に領邦君主の書記局が記録している住民が住ん
でいた。こちらの方は奉公人なども含めて四二二人という数にな
る。この書記局掌握住民についても記述に曖昧な部分があるため、

確實な最低限の人数を表示するにとどめざるを得ない。さらに、救貧院には七一人の男女と子供が、聖靈治療院には三一人の男女が收容されていた。通常の住民と書記局掌握住民の間に若干の重複可能性があるが、これら四つの数字を合計すると六五九四人という数字が得られる。これが本稿で用いるハノーファーの人口ということになる。このうち男性は二七九二人、女性は三四五〇人、性別の記されていない子供は三五二人で、人数の上では女性が優位に立っていた。これら六五九四人の住民、正確に言えば、この数字から元々所帯を構成していない救貧院と聖靈治療院の收容者を差し引いた六四九二人の住民については、一五二三の所帯を数えることができる。所帯の中には所帯主不在の所帯が九つ含まれているので、所帯主は一五一四人である。所帯主のこの数は住民全体の二三・〇パーセント、所帯を構成していた六四九二人の住民の二三・三パーセントに相当する。また所帯の数と所帯を構成していた住民の数から、一つの所帯の中では平均すると四・三人の住民が暮らしていたという数値が得られる。ただし、所帯の中で最も数が多かったのは二七〇所帯（所帯全体の一七・七パーセントに相当）を数える構成員一人の所帯、第二位は二二八所帯を数える構成員三人の所帯で、構成員が四人の所帯は第三位の二二〇所帯（一四・四パーセント）に留まっていた。

それでは、ハノーファー社会の基本的単位を形成していたこれら一五二三の所帯は一体どのような職業によってその生計を維持していたのであろうか。先ずは、この点を検討することしよう。なお、所帯の生計を支えていた所帯主の職業として複数の職業が併記されている場合には、原則として最初に記されている職業に準拠することにした。所帯主の職業の中で最も就業者の多かったのは各種の手工業である。手工業を営んでいた所帯主は四七五人を数える。すなわち、一五二三所帯の三一・二パーセント、およそ三分の一が手工業で生計を立てていたということになる。手工業者の中では靴屋（四五人）の数が最も多かった。これと肩を並べるのが仕立屋（四三人）である。これに、パン屋（三一人）、指物師（二六人、ただし職人五人を含む）、肉屋（一七人）、靴直し（一四人）、樽屋（二一人）、鬘師（一人）、ペンキ屋（一人）、ただし職人一人を含む）、鍛冶屋（八人）、クロロ細工師（八人）、金細工師（七人）、白なめし業者（七人）、帽子製造業者（七人）といった職種の手工業者が続く（表1参照）。以上の一四の職種で手工業者全体のほぼ半数を占めていた。なお、客の家に出向いて豚などを処理する型の肉屋には他に第一表記の別の職業を持つ者が五人含まれていたが、原則に従ってここでは彼らを肉屋の数には加えなかった。

表1 手工業の主要な職種

職 種	親 方	家屋所有者	市民の息子	外来者	男性使用人	女性使用人
靴 屋	45人	32人	28人	8人	67人	22人
仕立屋	43	20	7	25	68	19
パン屋	31	26	14	7	29	30
指物師	21	12	5	9	24	6
肉 屋	17	11	8	2	10	12
靴直し	14	6	4	5	0	0
樽 屋	12	8	3	4	12	4
鬘 屋	11	1	1	0	2	6
ペンキ屋	10	2	2	0	1	8
鍛冶屋	8	7	2	6	19	9
ロクロ細工師	8	3	4	3	10	3
金細工師	7	5	2	0	6	9
白なめし業者	7	6	1	5	11	4
帽子製造業者	7	6	2	2	7	2
錠前師	6	4	5	0	8	5
染色業者	6	5	3	2	8	6
亜麻織物業者	5	3	1	2	2	1
ガラス業者	5	4	2	1	6	2
錫細工師	5	3	1	2	5	6
大工親方	5	5	0	4	6	6
ボタン製造業者	5	1	1	3	5	1
屋根葺き	5	4	5	0	0	0
籠製造業者	4	1	1	0	0	2
時計師	4	1	0	0	4	1
真珠刺繍業者	4	1	1	0	1	3
床 屋	4	3	2	0	8	4
ローブ製造業者	4	3	0	2	2	2

この他に、通常の手工業とは形態を異にする職種が幾つか存在した。一般に、左官と大工は親方になるのが難しい職種で、親方の家に住み込まず、独立した所帯を営む職人が多数見られるのであるが、ハノーファーにおいても左官では親方一人、職人二十七人（徒弟一人を含む）、大工では親方五人、職人一三人が独立した所帯を形成していた。またビール醸造業はハノーファーにおいては古い形態を近世に至るまで維持していた。⑥ここでは三十七人のドムスと呼ばれる正規家屋の所有者がビールの醸造権を所有しており、ビール醸造親方あるいはビール醸造職人を雇ってビールを生産していた。ビール醸造親方とビール醸造職人は地位が異なっていたものの、経営者と使用人の関係にはなく、共にビール醸造権の所有者に雇われて仕事をしているに過ぎなかった。ビール醸造親方は一三人、ビール醸造職人は二八人見られ、いずれも独立した所帯を営んでいた。特殊ではあるが、就業者の

多いこれら三つの職種を、先の一四の職種に加えると、手工業者のおよそ七〇パーセントがこれら一七の職種の何れかで働いていたことになる。なお、ビール醸造権の所有者は自らは醸造の工程に係わっていない場合が多かったので、手工業者には加えなかった。

所帯主の中で手工業者に次いで多かったのは公務や自由業に携わっていた者である。枢密顧問官から書記に至るまでの政府や宮廷の役人が七四人、市長以下の市の役人、市内の三つの教区教会の牧師、ラテン語学校の教員などハノーファー市の公務に係わる者が三〇人、医者（内科医）、法律家、公証人、職業不詳の大学卒業者などが二四人、すべてを合わせると公務・自由業の所帯主は二八人に上る。さらに、未亡人や退職者三二人を加えると、公務・自由業やその恩典によって生計を支えていたのは一六〇所帯ということになる。一六〇所帯という数は所帯全体の一〇・五パーセントに当たる。この他に、所帯全体の六・〇パーセントに相当する九一所帯の所帯主が領邦政府や宮廷、あるいはハノーファー市に下級の使用人として雇用されていた。このうち領邦政府や宮廷の被傭者は三四人、ハノーファー市の被傭者は五七人であった。市の下級使用人の中には、警備要員（二六人）や家畜番（七人）も含まれている。さらに、これらの公務・自由業に携わる者や下級の使用人とは別に、特殊な形で領邦政府に雇われている者

としてハノーファーには兵隊が居住していた。兵隊の所帯は一〇二所帯を数える。この数は所帯全体の六・七パーセントに相当する。これらの所帯の中には夫が出征中の所帯や戦死してしまった所帯も数多く含まれていた。何らかの理由で夫が不在の所帯はほぼ半数の四九所帯に上る。公務・自由業の所帯のかんりの部分、領邦政府や宮廷の下級使用人の所帯、兵隊の所帯は一六三六年に領邦の首都がハノーファーに移転してこなかったならば、見られなかったはずのもので、ハノーファーの居城都市としての性格を表す存在であった。

手工業、公務・自由業、兵隊の所帯に次いで四番目に多かったのが商業・サービス業の所帯である。この職業グループには所帯全体の六・四パーセントに当たる九八所帯が所属していた。その内訳を見ると次のようになる。毛織物を取り扱う特権を持ち、商人組合を結成して市政に対しても特別の関係に立っていた商人はこの時期にはすでに勢力を失い、六人に過ぎなくなっていた。

これに対して、毛織物以外のさまざまな商品を取り扱う雑貨商は一五人、食料品を販売する食品商は一三人を数えた。ハノーファーにおいては雑貨商も食品商もそれぞれ独自に同業組合を形成していた。なお、第一表記の別の職業を持つ兼業の雑貨商（三人）と食品商（五人）は上記の人数には含まれていない。ビールや火

酒の販売には二三人の所帯主が従事していた。こうした酒類の販売を行うには当局の許可が必要であった。他に二人が市から葡萄酒の販売を認められていた。またこの職業グループの所帯主の中には九人の旅館経営者が含まれていた。旅館経営者も酒類の販売権を持ち、客に飲食物を提供していた。この他にも、馬や穀物から鶏やキャベツに至るまでさまざまな商品を販売して生計を立てる男女の所帯が三〇所帯見られた。これまで述べてきた職業グループに属する所帯の他に、日雇い労働者やそれに類する職業の従事者の所帯、物乞い・貧困者の所帯がかなりの数を示した。日雇い労働者、荷車引き、糸紡ぎ、針子などの所帯を合計すると八三所帯(五・四パーセント)に上る。一方、物乞いと貧困者の所帯は三二所帯(二・一パーセント)を数えた。これまで述べてきた手工業者から物乞い・貧困者までの職業グループに属する所帯を合計すると、所帯全体のおよそ六八パーセントを占める。残りは所帯主の職業が分類困難な所帯か記入されていない所帯である。

続いて、一五二三の所帯を人頭税の額によって幾つかの社会階層に分類する作業を行うことにしよう。人頭税は一六八九年の場合には原則として一二歳以上のすべての男女に課せられたが、その額は一律ではなく、各人の地位、職業、財産などによって細かく異なっていた^⑦。納税額と各人の収入や財産との間には直接的な

対応関係はないが、所帯主の納税額がその所帯の社会的な立場を大まかに標示していると見ることは可能である。そこで、所帯主の納税額に基づいて所帯の社会的階層区分を試みようというわけなのである。ただし、納税額の欠けている物乞い・貧困者については納税額を〇と見なし、それ以外で所帯主の納税額が記されていない二七二の所帯(主に領邦政府や宮廷の関係者と兵隊の所帯)はこの作業からは除外した。したがって、実際には一五二三所帯の八二・一パーセントに当たる残りの一二五一所帯のみが以下の階層区分の対象となっている。階層の境目となる納税額を決定するのは難しいが、ここでは手工業者に課せられる最高額の人頭税六ターラー、市民権保有者(市民)の中でも特に重視されてきたビール醸造権保有者が納める最低額の人頭税四ターラー、通常の手工業職人が納める最高額の人頭税一ターラーを境界線として、四つの階層を区分することにした。

ハノーファーの住民のうち最も上位を占めるのは六ターラーを越える人頭税を納める所帯主、つまり手工業者の枠を越える税額を納める所帯主からなる階層で、その所属者は一一四人を数える。この人数はここで取り上げた所帯主一二五一人の九・一パーセントに当たる。次に位置するのは「中の上層」とでも呼ぶべき階層である。この階層には、市民権保有者の中核であるビール醸造権

表2 社会階層と職業グループ（納税額判明者のみ）

社会階層	所帯主	手工業	商業など	公務・自由業	下級 使用人	兵隊	物乞い など	雇い 日など
上層	114人	19人	28人	35人	0人	6人	0人	0人
中の上層	263	79	13	46	3	8	0	0
中の下層	373	258	45	27	9	3	0	5
下層	501	108	11	7	41	13	32	72
合計	1,251	464	97	115	53	30	32	77

保有者であることを標示する四ターラー以上で、六ターラー以下の人頭税を納める二六三人の所帯主が属していた。この人数は一二五一人の所帯主の二一・〇パーセントに相当する。三番目の階層は「中の下層」であり、四ターラー未満で一ターラーを越える人頭税を納める三七三人の所帯主がここに分類される。この人数は一二五一人のうちの二九・八パーセントに当たる。一ターラーを越える人頭税を支払ったということは、通常は独立した所帯を営むことができない手工業職人を越える社会的地位を認められたということになるであろう。最後は下層で、人頭税一ターラー以下の所帯主がここに属する。その数は五〇一人に上り、一二五一人のうちの四〇・〇パーセントに相当する。

これらの四つの社会階層と前述の職業グループとの関連を見ると、それぞれの階層と職業グループとの特徴的な係わりが明らかになる（表2参照）。上層の所帯主の場合、職業的には公務・自由業に携わる者が多く、この階層の所帯主の三〇・七パーセントに当たる三五人がこの公務・自由業という職業グループに属していた。これに次ぐのが商業・サービス業で、従事者は二八人を数える。これは上層の所帯主の二四・六パーセントに相当する。さらに手工業者もビール醸造権保有者などとして追加課税されて一九人（一六・七パーセント）がこの階層に含まれていた。「中の上層」の場合には、職業的には手工業者が多く、この階層に属する所帯主の三〇・〇パーセントに相当する七九人が手工業を営んでいた。これに続くのが公務・自由業の四六人（一七・五パーセント）である。総勢一六〇人の公務・自由業グループの中では、この「中の上層」に位置している四六人が最も大きなまとまりを作っていた。次の「中の下層」はほとんど手工業者の社会階層と行ってよい。この階層の手工業者は二五八人に上り、この階層に属する所帯主の六九・二パーセントを占めていた。一方、総数四七五人の手工業者グループの側から見ると、手工業者の半数以上がこの「中の下層」に所属していたということになる。しかし、「中の下層」も手工業者のみで構成されていたわけではなく、他

に商業・サーヴィス業の四五人(二・一パーセント)、公務・自由業の二七人(七・二パーセント)などがこの階層に含まれていた。職業グループの側から見ると、実は商業・サーヴィス業の所帯主も半数近くがこの階層に属していた。最後の下層の場合にも、最も多いのは手工業者で、その数は一〇八人に上る(二・一六パーセント)。これに続くのが日雇い労働者やそれに類する職業の所帯主で、七二人(一四・四パーセント)を教える。日雇い労働者やそれに類する職業に従事する者の大半とすべての物乞い・貧困者(三二人)はこの階層に属していた。

四つの社会階層はそれぞれの階層に属する所帯の規模という点でも特徴的な違いを示す。上層に属する所帯の平均的な構成員の数は七・七人で、先に述べた住民全体について見た場合の所帯の平均的な構成員の数(四・三人)よりもかなり多い。所帯の平均的な構成員の数は階層が下がるにつれて次第に小さくなる。「中の上層」の平均的な所帯の規模は六・〇人、「中の下層」の所帯の規模は四・九人である。下層になると所帯の構成員は格段に少なくなり、二・六人に過ぎなくなる。一方、家族(すなわち所帯の中から住み込みの使用人、親類、血縁関係のない同居人を除いた部分)の平均的な員数を見ると、上層が三・九人、「中の上層」が三・六人、「中の下層」が三・七人となっており、上位の三つ

の階層ではそれほど大きな差は見られない。つまり、上位の三つの階層では家族の規模はほぼ同じで、住み込みの使用人の部分だけが(親類や同居人は少数)、階層が上昇するにつれて膨らむという形を取っているのである。これに対して、下層では家族を構成する平均的な人数は二・四人で、家族と所帯がほぼ重なり合っていた。別の表現をすれば、下層では家族と所帯の違いを生み出す住み込みの使用人がほとんど存在しなかったのである。なお、下層において上位の三つの階層より家族の規模が小さくなっているのは配偶者のいない女性の所帯主が多いためである。下層では配偶者を欠く女性所帯主の所帯は二二六所帯(下層の所帯の四五・一パーセント)に上る。

① 近世ハノーファーの全体像については拙著『ハノーファー 近世都市の文化誌』(晃洋書房、一九九五年)を参照されたい。

② 近世初頭のハノーファーの人口について諸家の意見が一致しているわけではな。例えば Plath, Helmut, Herbert Münchke und Ewald Brix: *Heimatchronik der Hauptstadt Hannover*, Köln 1986, S. 27 は一五三〇年の人口としておよそ七五〇〇人という数字を挙げている。しかしこの数字より妥当性が高いと思われる Mauerberg, Hans: *Wirtschafts- und Sozialgeschichte zentrumpötrischer Städte in neuerer Zeit*, Göttingen 1960, S. 75 の五〇〇〇人余りという数字を採用するに決した。Müller, Siegfried: *Die Bürgerstadt*, in: Klaus Mlynek und Waldemar R. Röhrbein, Hrg.: *Geschichte der Stadt Hannover*, Bd. 1, Hannover 1992, S. 78 の数字を著

をいふ⁹⁰。

② Hauptmeyer, Carl-Hans: Die Residenzstadt, in: Klaus Milynek und Waldemar R. Röhrbein, Hrsg.: *Geschichte der Stadt Hannover*, Bd. 1, Hannover 1992, S. 191 においては人口は $44,475,000$ 人と推定されているが、このことはおよそ $7,000$ 人と言ったととめておきた。諸家の挙げる数値の幅については Ebdenda, S. 257, Anm. 514 を見よ。

③ Stundmann, Joachim, Bearb.: *Die Kopfstenerbeschreibung der Fürstentümer Calenberg-Göttingen und Grubenhagen von 1689*, Teil 2, Hannover 1941 の記載を基に集計した。以下、特に断らない限り、一六八九年のハノーファーに関する数値は同書の記載を基に筆者が集計したものである。

④ 一六八九年の課税簿は住民を家屋単位で記載する方法を取っており、同一家屋内の所帯の区分には一部不明瞭なところがある。このため、ここで同一の所帯として数えたものの一部が実際には複数の所帯に分かれていた可能性は残されている。ただし、Mauersberg, a. a. O., S. 61 がカレンベルク新市街も含んだ所帯数として二九六七所帯という数字を挙げているのは、所帯を細分化し過ぎていたと言えよ。

⑤ 近世のハノーファーにおけるビール醸造業については Falase, Hermann: *Die Hannoverische Brauergilde im 17. Jahrhundert*, in: *Hannoversche Geschichtslitteratur*, Bd. 23, 1969, S. 1-75 を見よ。

⑥ Burchard, Max, Bearb.: *Die Kopfstenerbeschreibung der Fürstentümer Calenberg-Göttingen und Grubenhagen von 1689*, Teil 1, Hannover 1940, S. X ff. に転載されたところの実施規定に税額が詳しく記されている。

II 所帯の構成要素

一六八九年のハノーファー社会を形成していた一五二三の所帯を職業グループや社会階層によって区分すると前節で見たようになるが、それでは、これらの所帯自体は一体どのような構成要素から成り立っていたのであろうか。次にこの点を検討することにしよう。所帯は一般的に言えば所帯主の夫婦、両者の子供(再婚している場合には継子を含む)、住み込みの使用人から成っており、時には、所帯主の親や親類、血縁関係のない同居人が含まれることもあった^①。これらの構成要素のうち、所帯の根幹をなすのは、もちろん所帯主の夫婦である。ただし、所帯主の夫婦というのは多分に理念的な説明と言うべきあって、実際には、前節の最後に触れたように配偶者のいない所帯主が存在しなかったわけではなかった。ここで改めてハノーファーの一五二三所帯すべてについて所帯主が夫婦か単身かを確認してみると、夫婦の所帯は八九六所帯(五八・九パーセント)に留まっており、配偶者のいない男性所帯主の所帯が二〇八所帯(一三・七パーセント)、配偶者のいない女性所帯主の所帯が四一〇所帯(二六・九パーセント)見られた。男女を合わせると、配偶者のいない所帯主の所帯は六一八所帯(四〇・六パーセント)に上る(残り九所帯は所帯

表3 夫婦の年齢分布

	夫	妻
15歳～20歳未満	0人	13人
20歳～25歳未満	10	82
25歳～30歳未満	63	117
30歳～35歳未満	121	127
35歳～40歳未満	92	63
40歳～45歳未満	121	120
45歳～50歳未満	95	55
50歳～55歳未満	88	89
55歳～60歳未満	57	36
60歳～65歳未満	56	35
65歳～70歳未満	17	3
70歳～75歳未満	20	7
75歳～80歳未満	5	1
80歳～85歳未満	6	1
85歳～90歳未満	0	2

主不在)。このように配偶者の欠如している所帯主は決して無視できない存在なのであるが、ここでは先ずは夫婦の在り方に目を向けることにしよう。

一六八九年のハノーファーには九〇〇組の夫婦が住んでいたが、上記のようにそのうちの八九六組が所帯主として独立した所帯を営んでいた。九〇〇組の夫婦のうち七五一組(八三・四パーセント)については夫婦双方の年齢が判明する。これら七五一組の夫婦の年齢分布を見ると(表3参照)、夫の場合には、二〇歳以上二五歳未満が一〇人、二五歳以上三〇歳未満が六三人、三〇歳以上三五歳未満が一二人、三五歳以上四〇歳未満が九二人となっているので、三〇歳代に入って結婚する男性が多かったことがわかる。一方、妻の年齢分布は、一五歳以上二〇歳未満が一三人、

二〇歳以上二五歳未満が八二人、二五歳以上三〇歳未満が一七人、三〇歳以上三五歳未満が一七人、三五歳以上四〇歳未満が六三人となっていて、女性では二〇歳代に入ると次第に既婚者が増加している。夫と妻の年齢差はこのような既婚者の多くなる年齢層から予想されるよりもっと多様である。夫が妻よりも二〇歳以上年上の夫婦は六四組を数える(八・五パーセント)。ちなみに、最も大きい年齢の差は五一歳である。年齢差が二〇歳未満一〇歳以上の夫婦は一七六組見られる(二・三・四パーセント)。年齢差が一〇歳未満五歳以上の夫婦は一五八組(二一・〇パーセント)、年齢差が五歳未満〇歳以上の夫婦は一九四組(二五・八パーセント)に留まっている。残りは妻の年齢が夫の年齢より高い夫婦で、その数は一五九組(二一・二パーセント)に上る。納税額のわかる所帯主の夫婦について、年齢差と社会階層の関係をみると、年齢差が五歳未満〇歳以上の夫婦と妻が年上の夫婦の場合には上層と「中の上層」に属する夫婦がそれぞれ二六・一パーセントと二五・〇パーセントであったのに対して、年齢差が二〇歳以上の夫婦の場合には四五・九パーセント、年齢差が二〇歳未満一〇歳以上の夫婦の場合には四一・八パーセントの夫婦が上層と「中の上層」に属していた。したがって、年齢差の大きい夫婦の場合には上位の社会階層に属しているものが相対的に多かった

表4 配偶者のいない所帯主の年齢分布

	男性	女性
10歳～20歳未満	5人	6人
20歳～30歳未満	24	32
30歳～40歳未満	22	61
40歳～50歳未満	20	71
50歳～60歳未満	28	87
60歳～70歳未満	15	48
70歳～80歳未満	13	24
80歳～90歳未満	4	5
90歳以上	2	2

とすることができよう。また、断片的に九五組の夫婦が再婚であることを確認できるが、そのうち三六組（三七・九パーセント）は妻が年上の夫婦なので、この種の夫婦には再婚が比較的多かったと言えるかもしれない。

続いて、配偶者のいない所帯主を見てみよう。配偶者のいない男性所帯主（二〇八人）については一三三人（六三・九パーセント）の年齢が、配偶者のいない女性所帯主（四一〇人）については三三六人（八二・〇パーセント）の年齢が判明する。配偶者のいない男性所帯主の年齢分布を見ると（表4参照）、一〇歳代五人、二〇歳代二四人、三〇歳代二二人、四〇歳代二〇人、五〇歳代二八人、六〇歳代一五人、七〇歳代一三人となっていて、二〇歳代から五〇歳代に至るまでそれほど大きな人数の変化のないことがわかる。これに対して、配偶者のいない女性所帯主の年齢分布（同じく表4参照）は、一〇歳代六人、二〇歳代三二人、三〇歳代六一人、四〇歳代七一人、五〇歳代八七人、六〇歳代四八人、七

〇歳代二四人となっていて、五〇歳代までは配偶者のいない所帯主の数が次第に増加している。このように配偶者のいない男性所帯主と配偶者のいない女性所帯主では年齢分布に違いがあり、またそもそも両者の間には人数の大きな開きがある。その原因は、配偶者のいない男性所帯主の所帯と配偶者のいない女性所帯主の所帯ではその内実が異なっているとあった。配偶者のいない男性所帯主の所帯の場合、子供のいない所帯が一六一所帯（七七・四パーセント）と圧倒的に多く、子供のいる所帯は四七所帯（二二・六パーセント）に留まっている。これとは逆に、配偶者のいない女性所帯主の所帯では、子供のいない所帯が一八五所帯（四五・二パーセント）、子供のいる所帯が二二五所帯（五四・九パーセント）と、子供の含まれる所帯が多数を占める。また配偶者のいない所帯主の中で三〇歳以上六〇歳未満の壮年層が占める割合を見ると、男性の場合には五二・六パーセント（七〇人）であるのに対して、女性の場合には六五・二パーセント（二一九人）となっている。つまり、男性の場合には、配偶者のいない所帯主の中で青年層と老年層が占める割合が相対的に高く、子供を抱えた壮年の再婚待ちの部分が相対的に少ないのに対して、女性の場合には、子供が独立する以前に夫を失って、再婚の機会を得られない壮年層が配偶者のいない所帯主の中に比較的数量多く含まれて

表5 所帯の中の子供の年齢分布

	男性	女性
0歳～5歳未満	261人	264人
5歳～10歳未満	262	259
10歳～15歳未満	186	207
15歳～20歳未満	81	150
20歳～25歳未満	55	93
25歳～30歳未満	17	20
30歳以上	9	10

おり、このような違いが上記の年齢分布に反映されているといふわけなのである。

次に、所帯の中に含まれている子供について検討することにして、結婚せずに親と同一の所帯に所属している子供（年齢を問わない）は二二〇〇人を数

える。この人数は人口の三三・四パーセントに相当する。しかし、一所帯当たりには換算すると、子供の数は一・五人に過ぎなくなる。

これらの子供のうち一八七四人（八五・二パーセント）については課税簿に性別と年齢が記載されている。それに基づいて子供の年齢分布を見ると（表5参照）、男性の場合には、〇歳以上五歳未満二六一人、五歳以上一〇歳未満二六二人、一〇歳以上一五歳未満一八六人、一五歳以上二〇歳未満八一一人、二〇歳以上二五歳未満五五人、二五歳以上三〇歳未満一七人、三〇歳以上九人となっており、女性の場合には、〇歳以上五歳未満二六四人、五歳以上一〇歳未満二五九人、一〇歳以上一五歳未満二〇七人、一五歳以上二〇歳未満一五〇人、二〇歳以上二五歳未満九三人、二五歳以上三〇歳未満二〇人、三〇歳以上一〇人となっている。一〇歳

未満の年齢層では男女はほぼ同数で、年齢層による変化も大きくない。しかし、その後は、年齢層が上がるにつれて親と同一の所帯に含まれる男の子の数は急速に少なくなる。とりわけ、一〇歳代前半と一〇歳代後半の間の落ち込みが激しい。これは、男の子の場合、一〇歳代の半ばから徒弟などとして親の許を離れて、他の所帯に住み込んだり、時にはハノーファー市そのものを離れたりする者が多くなるためである。これに対して、親と同一の所帯の中で暮らしている女の子の減少は、二五歳を越えるまでは男の子の場合ほど急激ではない。女の子の中にも家事奉公人などとなって親の所帯を出る者があつたが、結婚まで家に留まる者も比較的多かったためと考えられる。

このように、男の子を中心に、多くの子供が結婚以前の比較的早い段階で親の所帯から離脱してしまうとすれば、自ら所帯を形成した子供が老齢の親と暮らす事例は少なくなることが予想される。実際、ハノーファーにおいて所帯主となった子供の所帯の中に含まれる親は四五人に留まっていた。その内訳を見ると、父親は数が少なくて四人、母親は四一人であった。父親の中には、夫の父親が三人、妻の父親が一人見られた。一方、母親の中には、夫あるいは配偶者のいない男性所帯主の母親が一人、妻あるいは配偶者のいない女性所帯主の母親が一三人、どちらの母親か明

瞭でない者が一七人含まれていた。所帯主相互の親子関係は断片的にしか確認できないので、子供の所帯主と同居している親の数を把握しても、どの程度の割合で親の世代が所帯を持った子供の世代と同居していたのかを判断することは難しい。その代わりに、

ここでは六〇歳以上の老人で、独立の所帯を営んでいる者と、結婚した子供の所帯に属している者の割合を見ることがしよう。ただし、ここでは、結婚した子供を同じ所帯の中に含んでいる所帯主も子供の所帯に属している者と見なすことにした。配偶者のいない男性所帯主で六〇歳以上の者は三四人、妻帯者で六〇歳以上の者は一〇四人を数える。これに上記の子供の所帯の中に含まれる父親のうちの六〇歳以上の者三人を加えると、六〇歳以上の男性は一四一人となる。このうち、子供の所帯に属しているのは、最後に述べた三人と、結婚した子供を抱え込んでいる配偶者のいない男性所帯主二人である。両者を合わせても、六〇歳以上の男性で子供の所帯と同居しているのはわずか五人（三・五パーセント）に過ぎない。一方、女性の場合には、配偶者のいない女性所帯主で六〇歳以上の者は七九人、妻で六〇歳以上の者は四九人、子供の所帯の中に含まれている女性で六〇歳以上の者は三〇人であった。これらを合計すると六〇歳以上の女性は一五八人となる。このうち、最後の三〇人と、結婚した子供を抱える配偶者のいな

い女性所帯主三人、合わせて三三人（二〇・九パーセント）が子供の所帯と共に暮らしていた。男女いずれにしても、老齡の親が所帯を持った子供と同じ所帯の中で暮らすのが常態であったとは言えないであろう。

最後に、所帯の残された重要な構成要素である住み込みの使用人について見ることにしよう。住み込みの使用人を含む所帯は意外に多く、特に裕福な階層のみが住み込みの使用人を雇っていたわけではない。ハノーファーの一五二三所帯のうち、住み込みの使用人を含む所帯は七三八所帯（四八・五パーセント）に上る。

しかし、一方では、前節の最後で見たように使用人の有無が社会階層の違いと密接な関連を持っていたことも明かである。使用人を雇っていた上記の七三八所帯の階層区分を行ってみると、所帯主が六ターラーを越える人頭税を納めていた上層が一〇所帯、六ターラー以下四ターラー以上の人頭税を支払っていた「中の上層」が二四三所帯、四ターラー未満で一ターラーを越える人頭税を払っていた「中の下層」が二三五所帯、一ターラー以下の人頭税を納めていた下層が四八所帯となり、下層では住み込みの使用人を含む所帯の数は極端に少なくなる。上層と「中の上層」では使用人のいる所帯は同じ階層に所属する所帯の九〇パーセントを越え、「中の下層」でも六〇パーセントを越えているのに、下層

で使用人のいる所帯は下層に属する五〇一所帯のわずか九・六パーセントに過ぎない。

一方、これらの所帯に住み込んでいた使用人の総数は一六七五人に上る。彼ら住み込みの使用人は所帯主（二五一四人）よりも数が多く、住民の二五・四パーセント、およそ四分の一を占めていた。もちろん、住み込み使用人の数は領邦政府などの下級の使用人、日雇い労働者やそれに類する職業の従事者、さらには建築業の職人など独自に所帯を営んではいるが他人に雇われて働いている所帯主の数をはるかに上回っていた。したがって、この時期には、住み込みの使用人として働くことが他人に雇われて働く場合の主要な形態であったと言ふことができよう。平均すると、住み込みの使用人を雇っていた所帯一所帯につき二・三人の使用人が含まれていたことになるが、実際には、使用人二人を含む所帯が多数を占めていたわけではなく、女性の使用人一人だけを雇用している所帯が二八七所帯と最も多かった。この数は住み込み使用人を雇っていた所帯の三八・九パーセントに相当する。住み込み使用人の内訳を見ると、男性の場合は、職人一九八人、徒弟一四七人、その他の男性使用人三七六人となっており、職人、徒弟という手工業者養成過程に組み込まれた使用人が半数近くに達していた。これに対して、女性は侍女や乳母が何人か見られるもの

表6 住み込み使用人の年齢分布

	男性	女性
5歳～10歳未満	0人	3人
10歳～15歳未満	37	44
15歳～20歳未満	188	226
20歳～25歳未満	185	299
25歳～30歳未満	58	57
30歳～35歳未満	17	34
35歳～40歳未満	0	5
40歳以上	4	16

の大半が家事奉公人であった。男性の使用人は合計すると七二一人となり、女性の使用人は合計九五四人であった。したがって、女性の住み込み使用人が全体の五七・〇パーセントを占め、数の上で優位に立っていた。

このように住み込みの使用人は極めて人数の多い、しかも女性が優勢のグループであったが、実は年齢的にも非常に大きな片寄りが見られた。男性の住み込み使用人の場合には六七・八パーセントに当たる四八九人、女性の住み込み使用人の場合には七一・七パーセントに当たる六八四人について年齢が判明する。それに基づいて年齢分布を見てみよう（表6参照）。男性の住み込み使用人では、一五歳未満三七人、一五歳以上二〇歳未満一八八人、二〇歳以上二五歳未満一八五人、二五歳以上三〇歳未満五八人、三〇歳以上三五歳未満一七人、四〇歳以上四人となっていて、一〇歳代後半（三八・四パーセント）と二〇歳代前半（三七・八パーセント）への人数の集中が明かである。同じことは女性の住み込み使用人についても言える。女性の住み込み使用人は、一五歳

未満四七人、一五歳以上二〇歳未満二二六人、二〇歳以上二五歳未満二九九人、二五歳以上三〇歳未満五七人、三〇歳以上三五歳未満三四人、三五歳以上四〇歳未満五人、四〇歳以上一六人という年齢分布を示し、やはり一〇歳代の後半（三三・〇パーセント）と二〇歳代の前半（四三・七パーセント）に年齢が片寄っていた。このことは、男女いずれにとっても、住み込み使用人としての奉公が親の家から離脱して自らの所帯を持つまでの青年時代の過渡的な仕事であったことを示している。

さらに、男女の住み込み使用人が集中している一〇歳代後半と二〇歳代前半の人数にも注意する必要がある。上記のように、男性使用人は一〇歳代後半には一八八人、二〇歳代前半には一八五人、女性の使用人は一〇歳代後半には二二六人、二〇歳代前半には二九九人という数を示す。一方、先に記した親の所帯に含まれる子供の年齢分布によれば、男の子は五歳未満の年齢層で二六一人、五歳以上一〇歳未満で二六二人という人数になっており、女の子の場合には五歳未満の年齢層で二六四人、五歳以上一〇歳未満で二五九人であった。年代によって幾分増減はあるが、この時期には男女とも五年間におよそ二六〇人の子供が生まれ育つていくと見ることができよう。男性の場合、住み込み使用人が最も多くなる一五歳以上二〇歳未満の年齢層で、親の所帯内に留まって

いる者（八一人）、すでに単独で所帯主になっている者（四人）、住み込みの使用人として働いている者（一八八人）を合計すると二七三人になるが（この年齢層では結婚している者はいない）、死亡や市外への流出を考えれば、市内で生まれ育つ上記のおよそ二六〇人の子供だけでこの人数を生み出すことは難しいであろう。女性の場合には、そのような計算をするまでもなく、上記のおよそ二六〇人の子供のみでは二〇歳代前半に現れる三〇〇人近くの住み込み使用人を確保できないことは一目瞭然である。したがって、男女とも住み込み使用人の中には外部から住み込み使用人としてハノーファー市内に流入して来た者がかなり含まれていたということになる。一方で、住み込みの使用人として市内に流入した男女がすべて市内に定着し得たわけではないことも明かである。三〇歳以上三五歳未満の年齢層では、住み込みの男性使用人は一七人を数えるのみとなる。しかし、同じ三〇歳代前半の年齢層に属する夫（二一人）と配偶者のいない男性所帯主（一八人）は合わせて一三九人、所帯内の息子は五人に留まっている。これらの合計一六一人が三〇歳代前半の年齢層で市内に在住している男性の数ということになるが、これを一八〇人を越える一〇歳代後半から二〇歳代前半の男性使用人の数と比較すれば、使用人の一部はハノーファーでは所帯を構えずにその後再び市外に流出する

Ⅱ 居住形態

ものと考えざるを得ない。同じことは女性の住み込み使用人にも当てはまる。女性の場合、三〇歳代前半の年齢層で住み込み使用人として残っているのは三四人、妻（一二七人）あるいは配偶者のいない女性所帯主（四〇人）は合わせて一六七人、所帯内の娘は五人であり、市内に在住している三〇歳代前半の女性は二〇六人ということになる。二〇歳代前半の年齢層では三〇〇人近くに達する住み込み使用人の大半が市外に流出することなく結婚するなどしてハノーファーに残留するとすれば、三〇歳代前半の市内在住者の数が二〇〇人余りにまで減少することはあり得ない。男女とも、住み込み使用人の一定の部分は、住み込み使用人として働くためにハノーファー市内に流入し、住み込み使用人としての役割を終えて市外に去っていったと言いうことができよう。このように、住み込みの使用人は年齢的にばかりでなく、地理的な移動という点でも通過的な性格を持ったグループなのである。

① 近世の所帯については Möller, Helmut: *Die kernbürgerliche Familie im 18. Jahrhundert*, Berlin 1969, S. 9 ff.; Schwab, Dieter: *Familie*, in: Otto Brunner, Werner Conze und Reinhart Koselick, Hrsg.: *Geschichtliche Grundbegriffe*, Bd. 2, Stuttgart 1975, S. 258 ff. などを参照。

それでは、前節で見たような構成要素から成るハノーファーの所帯は一体どのようなところに、どのような形で居住していたのであろうか。続いて、この点を検討することにしよう。ハノーファー市内で見られる地所は一般的には通りに面した部分が短く、奥行きが深い短冊形をしていた。市の中心部においては、地所の通りに面した部分は八メートルから一五メートルの幅があり、奥行きは四〇メートルを越えることも珍しくなかった。しかし、市の周辺部では地所の面積はもっと狭かった。家屋は当初はこのような短冊形の地所の上に通りに面した部分の片側だけを利用して建てられており、地所のもう一方の側は裏庭に入らための通路に なっていた。家屋は二階建ての木組造りが一般的であり、その上には急勾配の大きな切妻式の屋根が載っていた。一六世紀以降には三階建ての家屋なども見られるようになった。裏庭には別棟の建物や納屋が建てられ、余裕のある場合にはその背後にさらに菜園が設けられた。一五世紀に入ると、裏庭への通路などを利用してブーデと呼ばれる劣格家屋が建てられるようになった。ブーデの中には後に隣の母屋が改築される際に母屋に取り込まれてしまったものもあるが、独立した家屋として存続するものも多かった。①

こうして、ハノーファー市内の家屋の数は次第に増加していった。それでは、ここで取り上げている一六八九年には市内に一体何軒の家屋が存在していたのであろうか。建坪や階数や別棟の有無などを問わずに数えれば、ドムスと呼ばれる正規の家屋とブーデと呼ばれる劣格家屋を合わせて、この年のハノーファーには一〇二九軒の家屋が建っていた。すでに述べたように、この年ハノーファーにおいては一五二三の所帯が生活していたので、一つの所帯が一軒の家屋を利用することは物理的に不可能であった。それでは、ハノーファーの所帯は一体どのような形で家屋を分け合っていたのであろうか。

家屋の利用の仕方は、まず、所帯主が自ら所有する家屋に居住している場合（持ち家居住）と他人が所有する家屋に居住している場合（借用住居居住）に大別することができる。前者は、さらに（a）持ち家に所有者の所帯が単独で居住している場合、（b）別の所帯を一所帯同居させている場合、（c）別の所帯を複数同居させている場合に区分することができる。一方、後者は、（d）一つの所帯が単独で借家を利用している場合、（e）複数の所帯が一軒の借家を利用している場合、（f）一所帯が持ち家居住所帯と共に暮らしている場合、（g）複数の所帯が持ち家居住所帯と共に暮らしている場合に分けることができる。一六八九年のハ

ノーファーにおいては（a）の所帯が四〇八所帯（二六・八パーセント）、（b）の所帯が一五八所帯（二〇・四パーセント）、（c）の所帯が八六所帯（五・六パーセント）、（d）の所帯が二五〇所帯（一六・四パーセント）、（e）の所帯が二六〇所帯（一七・一パーセント）、（f）の所帯が一五八所帯（二〇・四パーセント）、（g）の所帯が二〇三所帯（一三・三パーセント）見られた。自らが所有している家屋に居住している所帯は（a）から（c）までの六五二所帯（四二・八パーセント）、他人が所有する家屋に居住している所帯は（d）から（g）までの八七一所帯（五七・二パーセント）である。他人の所有する家屋に居住している所帯が早くも六〇パーセント近くに達していることは興味深い。また家屋が一〇二九軒も存在しているのに、持ち主の所帯が居住している家屋が六五二軒に留まっていることも注目に値する。持ち主が居住していない残り三七七軒の家屋の中には市当局や教会・宗教団体の所有する家屋、持ち家居住者の所有する別の家屋、所有者が市内に不在の家屋などが含まれていた。

次に、家屋の利用状況と社会階層との関係を見てみよう。上記の（a）から（g）のそれぞれのグループに属する所帯の所帯主が支払った人頭税の額を平均すると、（a）は四・一ターラー、（b）は三・二ターラー、（c）は三・六ターラー、（d）は三・

表7 職業グループ毎の居住形態

	持ち家居住	借住居居住
手工業	279(58.7%)	196(41.3%)
商業・サービス業	68(69.4)	30(30.6)
公務・自由業	60(37.5)	100(62.5)
下級使用人	19(20.9)	72(79.1)
兵隊	12(11.8)	90(88.2)
物乞い・貧困者	8(25.0)	24(75.0)
日雇い労働者など	20(24.1)	63(75.9)
所帯全体	652(42.8)	871(57.2)

(d) の単独で家屋を借りている所帯がそれに次いで上位の社会階層を多く含んでいたこと、これに対して、(e) と (f) と (g) の他人の所有する家屋において他の所帯と共に暮らしている所帯の中には相対的に低い社会階層に属している所帯が多く含まれていたことがわかる。同じことは、もちろん、直接社会階層の区分を行うことによっても示すことができる。(a) では四ターラー以上の人頭税を支払った上層および「中の上層」の所帯がこのグループの税額が記入されている所帯の四八・四パーセントを占め

一ターラー、(e) は一・七ターラー、(f) は一・五ターラー、(g) は一・一ターラーとなる。ここから、(a) の単独で持ち家に居住している所帯には上位の社会階層に属するものが相対的に多かったこと、(b) と (c) の持ち家に居住してはいるものと同じ家屋内に賃貸の別の所帯を抱えている所帯、および

ていた。(b) と (c) では上層および「中の上層」の割合はそれぞれ三八・六パーセントと四一・三パーセントであった。また (d) では上層と「中の上層」は税額が記入されている所帯の三〇・四パーセントに留まっていた。一方、(e) と (f) と (g) では上層と「中の上層」はそれぞれ一四・七パーセント、一〇・九パーセント、四・二パーセントを占めるに過ぎなかった。続いて、家屋の利用状況と職業グループとの関係に目を向けることにしよう(表7参照)。両者の間にも、ある特徴的な結びつきが存在していた。具体的に言えば、住んでいる個々の都市の生活に比較的強固に根を下ろしていると思われる手工業および商業・サービス業とその他の職業グループとの間にははつきりした持ち家率の差が見られるのである。手工業においては全体の五八・七パーセントに当たる二七九所帯が、商業・サービス業においては全体の六九・四パーセントに当たる六八所帯が自ら所有する家屋に居住していた。これに対して、公務・自由業では持ち家に居住している所帯の比率は三七・五パーセント(六〇所帯)、領邦政府・宮廷や市の下級の使用人では二〇・九パーセント(一九所帯)、兵隊では一一・八パーセント(二二所帯)、物乞い・貧困者では二五・〇パーセント(八所帯)、日雇い労働者などでは二四・一パーセント(二〇所帯)に留まっていた。また居住区と

家屋の利用状況の間にも片寄った関係が見られた。ハノーファー市内は主要な道路に沿ってオスター地区、マルクト地区、ケーペリンガー地区、ライネ地区の四つの居住区に分けられており、このうち最も東寄りのオスター地区には四七〇所帯、その西隣のマルクト地区には二二三所帯、さらにその西隣のケーペリンガー地区には三九〇所帯、最も西寄りのライネ地区には四五〇所帯が居住していた。これら四つの居住区のうち最も持ち家率の高かったのはマルクト地区で、所帯の五六・八パーセントが持ち家に住んでいた。以下、オスター地区（四六・六パーセント）、ケーペリンガー地区（四〇・三パーセント）、ライネ地区（三四・七パーセント）の順に持ち家率は低下していった。ただし、それぞれの居住区の主が納めた人頭税の平均額はマルクト地区四・〇ターラー、ケーペリンガー地区三・二ターラー、ライネ地区二・六ターラー、オスター地区二・二ターラーとなっており、居住区の富裕度と持ち家率は必ずしも比例していたわけではなかった。

このように、自らが所有する家屋で暮らしている持ち家居住所帯は、所帯全体の中でも、あるいは大方の居住区においてもすでに少数派に転落していたが、その一方で比較的裕福な社会階層や手工業者および商業・サービス業従事者の間ではなお大きな割合を占めていた。しかし、こうした持ち家居住所帯を中心とす

る家屋所有者の場合にも、同じ家屋が同じ家系によって代々受け継がれている例は非常に少なかった。一六八九年の人頭税課税簿に見られる家屋所有者の名前と三六六年後の一七二五年時点における市税シヨースの課税簿に見られる家屋所有者の名前を比べてみよう^②。一六八九年にハノーファーに存在していた一〇二九軒のうち四九軒については一七二五年の情報を得られないので、これらを対象から外さなければならぬ。さらに市当局や教会・宗教団体などが一七二五年まで継続して所有していた家屋一〇〇軒も除外することしよう。残り八八〇軒のうち一六八九年に所有者となっていた人物と同じ姓の人物（若干の同一人物や未亡人を含む）が一七二五年にも所有者であった家屋はわずか一九七軒、比率にすると二二・四パーセントに過ぎない。同じ姓の人物がすべて息子であると仮定しても、一六八九年から一七二五年の間に父親から息子へ引き継がれた家屋は決して多いとは言えないであろう。親の世代が死亡した際に家屋をも含めて財産の分割相続が行われるため、息子が父親の家屋を継承することが通例にはならなかったものと思われる。

ただし、このような家屋の継承率がそのまま家屋所有者のハノーファーへの定着率に繋がっているわけではない。この点を市民権取得者の出身地から見よう。一六七〇年から一六九九年ま

での三〇年間にハノーファーにおいて市民権を取得した男性は一〇八五人を数える。そのうちハノーファーの出身者は四八一人で、全体の四四・三パーセント、外来者は四一三人で、全体の三八・一パーセントを占めていた(残りの大部分は出身地の記載なし)。^③

一七世紀から一八世紀にかけてはハノーファーの市民権保有者の総数はほとんど増加していないと見られるので、このおよそ四五パーセントというハノーファー出身者の割合が市民権保有者のハノーファーへの残存の割合をも表していると考えることができる。すなわち、一七世紀の末葉には市民権保有者のおよそ四五パーセントが父親から息子へと継続してハノーファーに居住していたと考えることができるのである。ハノーファー市内で家屋を購入するにはその前提として市民権を保有していることが必要であったという事情もあり、市民権保有者の大半は家屋所有者によって占められていたので、上記の市民権保有者の市内への残存率は家屋所有者にもほぼ当てはまると言える。先に示した家屋の継承率と合わせて考えれば、家屋所有者の半数弱が父親から息子へと継続してハノーファーに居住していたが、継続居住する息子の中で父親から家屋を引き継ぐ者は半数弱に留まり、残りは別の家屋を購入していたということになるであろう。

ハノーファー社会の基本的単位をなす所帯は前節で見たように

必ずしも安定的な要素から成り立っていたわけではなかった。とりわけ、住み込みの使用人についてはその流動性の高さを指摘することができる。この時代には労働力提供者の大半は住み込みの使用人として雇い主の所帯の中に取り込まれていたが、実のところ住み込みの使用人は青年期の過渡的な務め口以上のもではなく、長くこの仕事に留まる者は少なかった。これと比較すれば、所帯主は所帯の相対的に安定した要素であったと言うことができる。しかし、その所帯主にしても、どれほど深くハノーファー社会に根を下ろしていたのかということになると疑わしい点がないわけではない。というのは、上に述べたように、自ら家屋を所有し、そこで生活を営んでいる所帯主は全体の四〇パーセント余りに過ぎず、残りの所帯主は他人の家を借りて暮らしていたからである。さらに、世代を越えて父親から息子へと継続してハノーファーで暮らしていた家屋所有者ということになると、その数は家屋所有者の半分に満たなくなってしまう。このようなハノーファーにおける所帯主や住み込み使用人の在り方を通して考えると、近世ヨーロッパの都市社会はかなり流動性の高い社会であったと理解せざるを得ない。確かに、近世社会においては各所に構成員の社会的あるいは地理的な移動を阻む制度上の障害が設けられていた。しかし、結局、そうした障害は意図した通りには社会の構

成員の移動を阻止し得なかったのである。制度上の障害にのみ着目して近代以前の社会を固定的で硬直した社会と捉えようとする考え方は今なお命脈を保っているが、実態面での流動性を踏まえた上での近世社会についての議論が必要であろう。^④

① Leonhardt, K. F.: Strassen und Häuser im alten Hannover, in: *Hannoversche Geschichtsblätter*, Bd. 27, 1924, S. 25 f.; Müller, Siegfried: *Leben im alten Hannover*, Hannover 1986, S. 59, 62; Plath, Helmut, Herbert Mundhenke und Ewald Brix: *Ferien-chronik der Hanptstadt Hannover*, Köln 1956, S. 161 ff., 168 ff.

② *Hannoversche Geschichtsblätter*, Bd. 27, 1924, S. 22-139, Bd. 29, 1926, S. 1-129, 208-242 に掲載されている Leonhardt の上記論文は市内の各家屋について四二八年、一五三四年、一六二五年、一七二五年、一八二五年、一九二三年の所有者が記載されている。一七二五年の所有者に関する記載を利用した。

③ Studtmann, Joachim, Bearb.: *Die Neubürger und Brauer der*

Allstadt Hannover 1549/50-1699, Marktshellenberg 1941, S. 448 の数字に基づいて計算した。市民権は親子で相続される筋合いのものではなく、新たな取得が必要であったので、市民権取得者の中には市民権保有者の子供も含まれていた。

④ Hauptmayer, Carl-Hans: Nicht nur Bürger - Wer lebte im 17. Jahrhundert in der Residenzstadt Hannover? in: Hans-Dieter Schmid, Hrsg.: *Hannover. Am Rande der Stadt*, Bielefeld 1992, S. 44.

⑤ Weller, Hans-Ulrich: *Deutsche Gesellschaftsgeschichte*, Bd. 1, München 1987, S. 98 f., 191 など。マンハイムの閉鎖性や市民権の半工業者の世界の固定性と受け取れないとする姿勢が見られる。ただし、市民権の専門家たちは流動性の問題を認識するに留まらず、例として Schulze, Winfried: Die ständische Gesellschaft des 16./17. Jahrhunderts als Problem von Statik und Dynamik, in: Ders., Hrsg.: *Ständische Gesellschaft und soziale Mobilität*, München 1988, S. 1-17.

(滋賀大学教授)